

掛川市審判請求の手續に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく審判（以下「後見開始等の審判」という。）の請求の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の要請)

第2条 次に掲げる者は、市内に住所を有する者で後見開始等の審判を必要とする状態にある者（以下「該当者」という。）がいると認めるときは、後見開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）をすることを市長に要請することができる。

- (1) 民生委員及び児童委員
- (2) 該当者の日常生活の援護者（配偶者及び4親等内の親族（以下「配偶者等」という。）を除く。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設の職員
- (6) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設の職員
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院、診療所又は療養型病床群の職員
- (8) その他市長が適当と認めるもの

(調査の実施)

第3条 市長は、前条の規定により要請があったときは、該当者と面談を行い、又はその職員をして該当者の健康状態、精神状態、財産の状況その他該当者の現状について調査させなければならない。

2 市長は、前条の規定により要請があったときは、配偶者等の有無及び配偶者等による虐待又は財産争議の事実その他市長が当該配偶者等に代わって審判請求をすべき事由の有無について調査

しなければならない。

(配偶者等への説明)

第4条 市長は、前条の規定による調査の結果、審判請求をする必要があると認める場合において、配偶者等が確認されたときは、当該配偶者等に対し、後見開始等の審判の申立ての必要性について説明し、当該配偶者等による後見開始等の審判の申立てを促すものとする。

(審判請求)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審判請求をするものとする。

- (1) 配偶者等がないとき、又は配偶者等の所在が不明なとき。
- (2) 配偶者等のいずれかが文書（明らかに文書により難い事由があると認める場合を除く。）により自らが申立てをしないことを申し入れた場合において、該当者の福祉の増進を図るため審判請求すべき事由があると認めるとき。
- (3) 配偶者等による虐待、放置等の事実があり、該当者の福祉の増進を図るため審判請求すべき事由があると認めるとき。
- (4) 配偶者等について調査をするいとまがない場合において、明らかに該当者の福祉の増進を図るため審判請求することが必要であると認めるとき。
- (5) その他特に審判請求が必要であると認めるとき。

(医師等の助言)

第6条 市長は、前条の規定により審判請求するときは、あらかじめ、医療、福祉等について専門的な知識を有する者の助言を受けるものとする。

(後見人等の候補者)

第7条 市長が審判請求する場合における後見人、保佐人又は補助人の候補者は、該当者があらかじめ任意後見契約により後見人を予定している場合は、その者とする。

(審判請求の費用負担)

第8条 市は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第9条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると認めるときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(成年後見制度に係る掛川市長による審判の請求手続きに関する要綱等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 成年後見制度に係る掛川市長による審判の請求手続きに関する要綱（平成17年4月1日施行）

(2) 成年後見制度に基づく掛川市長の申立てに関する取扱要領（平成17年4月1日施行）